

石川県住生活基本計画2021の概要

■石川県住生活基本計画の概要

<計画の目的>

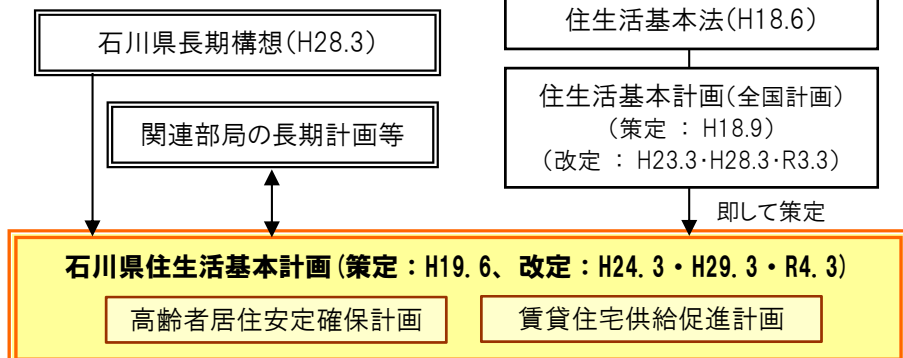
・今後の住生活の安定および質の向上のための基本理念、目標、推進すべき施策等を定め、住宅政策を計画的かつ総合的に推進する。

<計画の位置づけ>

- ・住生活基本法第17条第1項に基づく法定計画
- ・全国計画に即して、全都道府県が策定義務あり
- ・県民、住民組織、関連事業者、市町、県が実施すべき施策等を記載

<計画期間> 令和3年度～12年度の10年間（概ね5年間で見直し）

■計画の位置づけ



■3つの視点による住宅政策の整理

・石川県における豊かな住生活の実現に向けて、3つの視点から施策を整理し、総合的に実施。
・3つの視点から、4つの目標・12の施策分野を設定

①「ひと」の視点

住む人に着目した住宅の提供

②「住まい」の視点

住宅の質の向上、流通促進

③「まち・地域」の視点

住宅を取り巻く環境整備

■住宅政策を取り巻く現状と課題

「ひと」の視点

(1)少子高齢化のさらなる進展

・子どもを産み育てやすい住環境の確保／高齢者が安心して暮らせる住環境の実現

(2)単身世帯・少人数世帯の増加

・重層的な住宅セーフティネットの構築

「住まい」の視点

(3)耐震性・居住性などが低い既存住宅の存在

・耐震改修や総合的リフォームの実施／建替えによる更新

(4)カーボンニュートラルを目指した住宅の省エネ化

・住宅・建築物における省エネルギー対策・環境負荷軽減

(5)多数存在する居住目的のない空き家

・空き家の発生抑制や適正管理／空き家の有効活用

(6)中古住宅の流通は横ばい

・中古住宅の流通促進／中古住宅の品質確保

「まち・地域」の視点

(7)多様な主体による住まい・まちづくりの展開

・多様な主体による住まいづくり・まちづくりの推進

(8)自然災害の頻発・激甚化

・住宅・建築物の安全性向上／地域の防災力の強化

(9)景観形成やまちなみ保全に対する取組みの拡大

・景観、まちなみ、古民家、住文化などの地域資源の活用

(10)都市の活力低下や能登の深刻な人口減少

・定住促進／交流人口・活動人口の継続的な確保

(11)デジタル化の進展や新たな日常

・新技術の活用・県内産業の振興／新たなニーズ等への対応

■関連する主な新法・法改正

- H29 「住宅セーフティネット法」の改正(住宅の登録制度、居住支援法人の創設)
- H30 「建築基準法」の改正(既存ストックの活用、木造建築物の推進)
- R2 「宅地建物取引業法施行規則」の改正(水害リスク情報の説明義務化)
- R3 「建築物省エネ法」の改正(中規模建築物の適合義務化)

基本理念：安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して～いしかわの豊かな住生活を次世代へつなぐ～

視点・目標	施策分野	施策	成果指標 (★:今計画から追加・見直した指標)
「ひと」の視点	目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	(1)子どもを産み育てやすい住環境をつくる (2)高齢者の安全かつ安心な暮らしを支える(高齢者居住安定確保計画) (3)住宅セーフティネットを構築する(賃貸住宅供給促進計画)	(1)子育て世帯における住宅及び住環境に対する満足度★ 【81%(H30)→向上(R12)】 (2)住宅のバリアフリー化率 【52.7%(H30)→75%(R12)】 (3)居住支援体制を構築した市町の人口カバー率★ 【—(R2)→50%(R12)】 (4)耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 【82%(H30)→95%(R7)】 (5)省エネルギー対策を講じた住宅の比率 【37.6%(H30)→50%(R12)】 (6)新築住宅における認定長期優良住宅の割合 【9.3%(R1)→20%(R12)】
	目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	(1)住宅・建築物の安全性を高める (2)住まいの脱炭素化を進める (3)住宅を長く使う	(7)住宅のリフォーム実施戸数の比率 【4.4%(H30)→7%(R12)】 (8)居住目的のない空き家数★ 【37,600戸(H30)→4万戸程度に抑える(R12)】 (9)既存住宅の流通シェア 【13.5%(H30)→20%(R12)】
	目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	(1)空き家の適正管理・活用を進める (2)既存住宅の流通を進める	(10)住宅の災害時の安全性に対する満足度★ 【51%(H30)→向上(R12)】 (11)居住環境の災害時の安全性に対する満足度★ 【62%(H30)→向上(R12)】
「まち・地域」の視点	目標4 安全で魅力ある住まいづくり・まちづくり	(1)住まいづくり・まちづくりの担い手を育てる (2)いしかわの地域特性を活かす (3)地域の活性化と集約型のまちづくりを進める (4)地域防災力を高める	(12)まちづくり活動団体数 【272団体(R1)→300団体(R7)】 <公営住宅の供給の目標量約7,500世帯(戸)> (R3～R12に公営住宅に入居する世帯の目標数)
		(1)子育て世帯が安心して暮らせる相談体制の充実 (2)子育て世帯に適した住宅や住環境の整備	
		(1)住宅・建築物・まち全体のバリアフリー化の推進 (2)高齢者の住まいの管理の適正化・良好な住環境の整備等	
		(1)公的賃貸住宅の計画的な整備と適正な入居管理 (2)民間賃貸住宅の入居の円滑化 (3)民間賃貸住宅の管理の適正化	
	(1)住宅・建築物の耐震性能の向上 (2)住宅・建築物の安全性の確保		
	(1)省エネ・創エネ等の推進 (2)省資源の推進		
	(1)長期居住可能な仕様・性能を備えた住宅づくりの推進 (2)中古住宅の品質確保と流通促進 (3)適正なマンション管理の推進		
	(1)空き家の適正管理の推進 (2)老朽危険空き家対策の推進 (3)空き家発生の予防や多様な利活用の推進		
	(1)安心して中古住宅を取得できる仕組みの普及 (2)空き家や移住に関する情報提供の充実 (3)古民家の再生・活用の推進		
	(1)住まいづくり・まちづくりの担い手の育成 (2)生涯にわたる住教育の推進		
	(1)良好な景観・まちなみの保全・形成 (2)いしかわの地域特性を活かした地域づくり (3)県産材の活用による豊かな住まいづくり・まちづくり		
	(1)地域に応じた市街地整備・まちづくり活動の推進 (2)集約型のまちづくりの推進 (3)地域の魅力発信と移住・定住の促進		
	(1)災害に強いまちづくりの推進 (2)災害に関する情報提供・意識啓発と居住誘導の推進 (3)災害後の円滑な住宅再建の体制整備		